

**函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営に
関する基準等を定める条例
新旧対照表**

現 行	改 正 案
目次	目次
第 1 章～第13章 (略)	第 1 章～第13章 (略)
(新設)	<u>第14章 雑則 (第277条)</u>
附則	附則
(指定居宅サービスの事業の一般原則)	(指定居宅サービスの事業の一般原則)
第 3 条 (略)	第 3 条 (略)
2 (略)	2 (略)
(新設)	<u>3 指定居宅サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
(新設)	<u>4 指定居宅サービス事業者は，指定居宅サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>
(運営規程)	(運営規程)
第30条 (略)	第30条 (略)
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
(新設)	<u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u>
<u>(7)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第32条 (略)	第32条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
(新設)	<u>4 指定訪問介護事業者は，適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u>
(新設)	<u>(業務継続計画の策定等)</u> <u>第32条の2 指定訪問介護事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための，および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続</u>

(衛生管理等)
第33条 (略)
2 (略)

(新設)

(掲示)
第34条 (略)

(新設)

(地域との連携)
第39条 (略)

(新設)

計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)
第33条 (略)
2 (略)

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

(掲示)
第34条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(地域との連携等)
第39条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(新設)

(虐待の防止)
第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(運営規程)

第57条 (略)

(1)～(7) (略)

(新設)

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) (略)

(勤務体制の確保等)

(新設)

第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。
- 3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優

(運営規程)

第57条 (略)

(1)～(7) (略)

(8) (略)

越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2から第36条までおよび第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第32条の2第2項、第33条第1項ならびに第3項第1号および第3号、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号の規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と、第33条第2項中「設備および備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備および備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2から第36条まで、第37条から第41条まで(第38条第5項および第6項を除く。)および第48条ならびに第4節(第52条第1項および第59条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第32条の2第2項、第33条第1項ならびに第3項第1号および第3号、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号の規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中「設備および備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備および備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条までおよび第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第32条、第33条第1項および第34条の規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と、第33条第2項中「設備および備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備および備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条、第38条(第5項および第6項を除く。)、第39条から第41条までおよび第48条ならびに第4節(第52条第1項および第59条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第32条、第33条第1項および第34条の規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中「設備および備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備および備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)
第77条 (略)
(1)～(6) (略)

(新設)

(7) (略)

(準用)
第79条 第9条, 第10条, 第12条から第14条まで, 第16条から第20条まで, 第22条, 第27条, 第32条から第36条まで, 第37条から第41条までおよび第56条の規定は, 指定訪問看護の事業について準用する。この場合において, 第9条第1項, 第19条, 第32条, 第33条第1項および第34条の規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と, 第9条第1項中「第30条」とあるのは「第77条」と, 第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況, 病歴」と読み替えるものとする。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は, リハビリテーション会議(次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画または第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために, 利用者およびその家族の参加を基本としつつ, 医師, 理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士, 介護支援専門員, 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。))の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。))により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催により, リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め, 利用者に対し, 適切なサービスを提供する。

のとする。

(運営規程)
第77条 (略)
(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(準用)
第79条 第9条, 第10条, 第12条から第14条まで, 第16条から第20条まで, 第22条, 第27条, 第32条から第36条まで, 第37条から第41条までおよび第56条の規定は, 指定訪問看護の事業について準用する。この場合において, 第9条第1項, 第19条, 第32条, 第32条の2第2項, 第33条第1項ならびに第3項第1号および第3号, 第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号の規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と, 第9条第1項中「第30条」とあるのは「第77条」と, 第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況, 病歴」と読み替えるものとする。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は, リハビリテーション会議(次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画または第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために, 利用者およびその家族の参加を基本としつつ, 医師, 理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士, 介護支援専門員, 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。))の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。))により構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし, 利用者またはその家族(以下この号において「利用者等」という。))が参加する場合にあっては, テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により, リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成

(運営規程)

第87条 (略)

(1)～(5) (略)

(新設)

(6) (略)

(準用)

第89条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条および第69条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第32条、第33条第1項および第34条の規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士または言語聴覚士」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第87条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 (略)

2 薬剤師、歯科衛生士または管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(運営規程)

第87条 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(準用)

第89条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条および第69条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第32条、第32条の2第2項、第33条第1項ならびに第3項第1号および第3号、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号の規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士または言語聴覚士」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第87条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 (略)

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合または居宅介護支援事業者もしくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者または居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供または助言を行う。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者または居宅サービス事業者に対する情報提供または助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者または居宅サービス事業者に対して、原則として、

(4) (略)

(新設)

(運営規程)

第96条 (略)

(1)～(5) (略)

(新設)

(6) (略)

(準用)

第98条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条および第69条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第32条、第33条第1項および第34条の規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第96条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時および利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

情報提供または助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(7) (略)

3 歯科衛生士または管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師または歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師または歯科医師に報告する。

(運営規程)

第96条 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(準用)

第98条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条および第69条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第32条、第32条の2第2項、第33条第1項ならびに第3項第1号および第3号、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号の規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第96条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時および利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第107条 (略)

(1)～(9) (略)

(新設)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第108条 (略)

2 (略)

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(非常災害対策)

第110条 (略)

(新設)

2 前項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

(衛生管理等)

第111条 (略)

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

第107条 (略)

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第108条 (略)

2 (略)

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第110条 (略)

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 第1項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

(衛生管理等)

第111条 (略)

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催す

るとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(新設)

(2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(新設)

(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

(新設)

第111条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第111条の2 (略)

(事故発生時の対応)

第111条の3 (略)

(準用)

第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条および第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第28条および第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と読み替えるものとする。

(準用)

第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条および第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と読み替えるものとする。

(準用)

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第99条、第101条および第102条第4

(準用)

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条、第56条、第99条、第101

項ならびに前節（第113条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第107条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条および第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間および深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間および深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項および第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第112条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

（準用）

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条、第38条（第5項および第6項を除く。）、第39条、第41条、第56条、第99条および第4節（第103条第1項および第113条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第28条および第34条中「訪問介護

条および第102条第4項ならびに前節（第113条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第107条に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間および深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間および深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項、第108条第3項および第4項ならびに第111条第2項第1号および第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第112条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

（準用）

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条（第5項および第6項を除く。）、第40条の2、第41条、第56条、第99条および第4節（第103条第1項および第113条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第28条、第32条の2

員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第143条 (略)

(1)～(8) (略)

(新設)

(9) (略)

(衛生管理等)

第144条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(準用)

第146条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第103条および第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第28条および第34条の規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第143条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第108条第3

第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第143条 (略)

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(衛生管理等)

第144条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に実施すること。

(準用)

第146条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第103条および第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号の規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第143条」と、

項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第148条 (略)

- (1) 医師 1人以上
- (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100またはその端数を増すごとに1人以上
- (3) 介護職員または看護師もしくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3またはその端数を増すごとに1人以上
- (4) 栄養士 1人以上
- (5) 機能訓練指導員 1人以上
- (6) (略)

2～4 (略)

5 第1項第2号の生活相談員ならびに同項第3号の介護職員および看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

(新設)

6 (略)

7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第108条第3項および第4項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第148条 (略)

- (1) 医師 1以上
- (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100またはその端数を増すごとに1以上
- (3) 介護職員または看護師もしくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3またはその端数を増すごとに1以上
- (4) 栄養士 1以上
- (5) 機能訓練指導員 1以上
- (6) (略)

2～4 (略)

5 第1項第2号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員または看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員および看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所または指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

7 (略)

8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備および備品等)

第151条 (略)

2・3 (略)

4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所および当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者および当該併設本体施設の入所者または入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5～8 (略)

(運営規程)

第164条 (略)

(1)～(8) (略)

(新設)

(9) (略)

(準用)

第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条および第111条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備および備品等)

第171条 (略)

2～5 (略)

6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(イ) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるこ

(設備および備品等)

第151条 (略)

2・3 (略)

4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所および併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者および当該併設本体施設の入所者または入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5～8 (略)

(運営規程)

第164条 (略)

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(準用)

第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)、第56条、第108条、第110条および第111条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項および第4項ならびに第111条第2項第1号および第3号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備および備品等)

第171条 (略)

2～5 (略)

6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(イ) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるこ

と。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第154条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。第8項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第152条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。第8項において同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護またはユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第180条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(エ) (略)

イ～エ (略)

(2) (略)

7・8 (略)

(運営規程)

第178条 (略)

(1)～(9) (略)

(新設)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第179条 (略)

と。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第154条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。第8項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第152条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。第8項において同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護またはユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第180条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

(エ) (略)

イ～エ (略)

(2) (略)

7・8 (略)

(運営規程)

第178条 (略)

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第179条 (略)

2・3 (略)

- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(準用)

第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条および第149条ならびに第4節(第168条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「運営規程(第164条に規定する運営規程をいう。第152条第1項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第155条第3項、第156条第1項および第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第167条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40

2・3 (略)

- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条および第149条ならびに第4節(第168条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「運営規程(第164条に規定する運営規程をいう。第152条第1項において同じ。)」と、同項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項および第4項ならびに第111条第2項第1号および第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第155条第3項、第156条第1項および第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第167条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20

条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第183条 (略)

- (1) 生活相談員 1人以上
 - (2) 介護職員または看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第166条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護または基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条および第185条において同じ。）の数が3またはその端数を増すごとに1人以上
 - (3) 栄養士 1人以上
 - (4) 機能訓練指導員 1人以上
 - (5) (略)
- 2～5 (略)

(準用)

第188条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条、第38条（第5項および第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条および第4節（第154条第1項および第168条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領

条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第183条 (略)

- (1) 生活相談員 1以上
 - (2) 介護職員または看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第166条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護または基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条および第185条において同じ。）の数が3またはその端数を増すごとに1以上
 - (3) 栄養士 1以上
 - (4) 機能訓練指導員 1以上
 - (5) (略)
- 2～5 (略)

(準用)

第188条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで（第38条第5項および第6項ならびに第39条第2項を除く。）、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条および第4節（第154条第1項および第168条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項および

サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師および看護職員」とあるのは「看護職員」と、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第167条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第201条 (略)

(1)～(6) (略)

(新設)

(7) (略)

(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項および第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第213条 (略)

第4項ならびに第111条第2項第1号および第3号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師および看護職員」とあるのは「看護職員」と、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第167条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第201条 (略)

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項および第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項および第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第144条第2項第1号および第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第213条 (略)

(1)～(6) (略)

(新設)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第214条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第226条 (略)

2～5 (略)

6 (略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(運営規程)

第232条 (略)

(1)～(8) (略)

(新設)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第233条 (略)

2・3 (略)

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第214条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第226条 (略)

2～5 (略)

6 (略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(運営規程)

第232条 (略)

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第233条 (略)

2・3 (略)

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、

特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(準用)

第237条 第12条, 第13条, 第22条, 第27条, 第34条から第36条まで, 第37条から第41条まで, 第55条, 第56条, 第110条, 第111条および第159条の規定は, 指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において, 第34条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と, 第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第245条 (略)

(1)～(9) (略)

(新設)

(10) (略)

(準用)

第248条 第12条, 第13条, 第22条, 第27条, 第34条から第36条まで, 第37条から第41条まで, 第55条, 第56条, 第110条, 第111条, 第222条, 第224条から第227条まで, 第230条, 第231条および第233条から第235条までの規定は, 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において, 第34条中「訪問介

特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第237条 第12条, 第13条, 第22条, 第27条, 第32条の2, 第34条から第36条まで, 第37条, 第38条, 第40条から第41条まで, 第55条, 第56条, 第110条, 第111条および第159条の規定は, 指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において, 第32条の2第2項, 第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と, 第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と, 第111条第2項第1号および第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第245条 (略)

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(準用)

第248条 第12条, 第13条, 第22条, 第27条, 第32条の2, 第34条から第36条まで, 第37条, 第38条, 第40条から第41条まで, 第55条, 第56条, 第110条, 第111条, 第222条, 第224条から第227条まで, 第230条, 第231条および第233条から第235条までの規定は, 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この

「職員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条第1項および第2項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設および受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条第3項および第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者および受託居宅サービス事業者」と、第233条第1項から第3項までの規定中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第257条 (略)

(1)～(5) (略)

(新設)

(6) (略)

(衛生管理等)

第260条 (略)

2～5 (略)

(新設)

場合において、第32条の2第2項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護職員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条第1項中「訪問介護職員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条第1項および第2項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設および受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第111条第2項第1号および第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条第3項および第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者および受託居宅サービス事業者」と、第233条第1項から第3項までの規定中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第257条 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(衛生管理等)

第260条 (略)

2～5 (略)

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

(掲示および目録の備え付け)

第261条 (略)

(新設)

2 (略)

(準用)

第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条ならびに第108条第1項および第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談または助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時および利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日および内容」とあるのは「提供の開始日および終了日ならびに種目および品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条、第38条(第5項および第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第108条第1項および第2項、第249条、第251条、第252条ならびに第4節(第253条第1項および第263条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。))」、取り扱う福祉用具

(掲示および目録の備え付け)

第261条 (略)

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 (略)

(準用)

第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条ならびに第108条第1項、第2項および第4項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、同項、第32条の2第2項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。))」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談または助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時および利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日および内容」とあるのは「提供の開始日および終了日ならびに種目および品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)

第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2、第35条、第36条、第37条から第41条まで(第38条第5項および第6項を除く。))、第56条、第108条第1項、第2項および第4項、第249条、第251条、第252条ならびに第4節(第253条第1項および第263条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、同項、第32条の2第2項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第

の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談または助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日および内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日および終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第1項および第2項、第254条、第257条から第259条までならびに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談または助言」と、第19条および第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第19条中「初回訪問時および利用者」とあるのは「利用者」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第254条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第257条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第258条および第259条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

11条中「(以下同じ。）」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談または助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日および内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日および終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第32条の2、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第1項、第2項および第4項、第254条、第257条から第259条までならびに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、同項、第32条の2第2項、第33条第1項ならびに第3項第1号および第3号ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談または助言」と、第19条および第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第19条中「初回訪問時および利用者」とあるのは「利用者」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第254条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第257条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第258条および第259条中「福祉用具」とあるのは「特

定福祉用具」と読み替えるものとする。

(新設)

第14章 雑則

(電磁的記録等)

(新設)

第277条 指定居宅サービス事業者および指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第12条第1項（第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条および第276条において準用する場合を含む。）および第224条第1項（第248条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者および指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

第9条の2 第218条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等

附 則

第9条の2 第218条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等

または当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院または病院もしくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員および計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

第9条の3 第240条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員および計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

第9条の4 第220条および第242条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院または病院もしくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所および食堂を置かないことができる。

または当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院または病院もしくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員および計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

第9条の3 第240条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員および計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

第9条の4 第220条および第242条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院または病院もしくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所および食堂を置かないことができる。